

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年四月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年四月四日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>川越市連雀町三番二地先から 同市元町二丁目四番三地で</p>	<p>川越市元町二丁目四番二地先 から同市元町二丁目四番三 地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>八・八七〇 二二・五三</p>	<p>一〇・八六〇 一〇・八六</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>七四七・六九</p>	<p>二〇・一五</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>